

会員各位

一般社団法人 佐賀県薬剤師会
専務理事 嘉村 茂文
理事(総務・財務担当) 森 洋介

薬剤師資格証の早期申請のお願いと 取得費用補助について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

薬剤師資格証の申請につきまして、今までは各薬局につき管理薬剤師とそれ以外の薬剤師1名を優先対象者として申請できる人数を制限していましたが、12月27日より人数の制限が解除されました(交付については、優先対象者に早期に資格証を取得してもらう為、それ以外の方は来年度以降の予定です)。

また、「保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及事業」により、取得費用が 5,500 円補助される(請求金額から差し引かれる)ことになっています。

対象者は、以下の条件をそれぞれ満たす方となっています。

- (1)オンライン資格確認等システムを導入済み、または、顔認証付きカードリーダーの申込みが完了している薬局に勤務している薬剤師
- (2)令和4年10月28日以降、令和5年3月31日までに申請した薬剤師

(1)を満たされている方は、申請だけでも早めに済まされてください。オンライン資格確認システム未導入の事業者様につきましては、早期に導入の準備をしていただきたいと思います。

なお、上記対応を開始するまでの間に、補助額適用前の価格で支払いを済ませた方については、年度内を目処に補助金分の返金を行う予定とのことです(具体的な方法については現在調整中)。

これらの対応に伴い、申請時に同封する「宣誓書」の区分にも変更が生じていますので、該当区分をご確認の上で申請を行ってください。

[宣誓書区分の概要]

①管理薬剤師用 ②2人目用 ③3人目以降用

- ・ オンライン資格確認システムを導入済み、または顔認証付きカードリーダーの申込みが完了している薬局に勤務している方が対象
- ・ 取得費用補助の対象となる
- ・ ①②は交付優先対象者、③の交付は来年度以降

④薬剤師(一般用)

- ・ 顔認証付きカードリーダーの申込みが完了していない薬局に勤務している方、薬局以外に勤務の方、無職の方が対象
- ・ 取得費用補助の対象外となる
- ・ 交付は来年度以降

詳細については以下の通知をご確認ください。

都道府県薬剤師会 担当役員殿

公益社団法人日本薬剤師会
副 会 長 渡 邊 大 記

令和 4 年第二次補正予算案
保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及事業への対応について (第 3 報)
— 早期申請のお願い —

平素より本会会務にご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「令和 4 年第二次補正予算案 保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及事業への対応について (第 2 報) (日薬情発第 149 号 令和 4 年 12 月 15 日)」でお知らせしました通り、令和 4 年 11 月 8 日に閣議決定した令和 4 年度一般会計補正予算案が同 12 月 2 日に成立しました。

現時点において、厚労省から実施要綱等は発出されておきませんが、上記事業は現在のところ、今年度末までとされています。

これまで薬剤師資格証は①管理薬剤師、②薬局に勤務する①以外の 2 人目の薬剤師、から順次発行を開始していましたが、12 月 27 日より、薬局に勤務する全ての薬剤師*からの発行申請書の受付を開始いたします。

※ オンライン資格確認システムを導入済み、または顔認証付きカードリーダーの申込みが完了している
薬局に勤務している薬剤師

併せて 12 月 27 日以降の請求分に関しては、補助額 5,500 円 (1 万 1 千円 (税込) を上限とする発行費の 2 分の 1 補助) を反映した金額での支払いへの対応も開始いたします。本補助は厚労省予算枠での対応となるため、早めの申請をお願いいたします。

加えて、本補助金への対応のため、申請書と併せて提出する宣誓書の様式を変更・追加し、①管理薬剤師用、② 2 人目用、③ 3 人目以降用、④薬剤師 (一般用) の 4 種としました (①～③は補助金対象となる方用、④は補助金対象とならない方用の宣誓書)。なお、今回の変更は受付のみ先行し、発行計画に変更はありませんので、③④に該当する方は来年度以降の

発行となりますことにご留意ください。

また、既にお知らせの通り、令和4年10月28日以降に補助額適用前の価格で支払いを済ませた申請者に対しては、年度内を目処に補助金分の返金を行う予定です。具体的な方法については引き続き調整中です。

本会と致しましては、これからも情報収集に務めるとともに、速やかな対応について検討を行ってまいります。追加的な対応については詳細が決まり次第、ご連絡いたしますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。